

平成30年
12月平成31年
12月

までの予定です

ねんきんカレンダー

時 期	定期支給関係	そ の 他	
平成30年	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※2	
	12月14日(金)	年金支給日(10月・11月分)※3	
平成31年 ※1	1月下旬	平成30年分「源泉徴収票」(はがき形式)をお送りします。	
	2月15日(金)	年金支給日(12月・1月分)※3	平成30年分確定申告開始 (2月18日～3月15日)
	4月15日(月)	年金支給日(2月・3月分)※3	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※2	
	6月14日(金)	年金支給日(4月・5月分)※3	
	8月15日(木)	年金支給日(6月・7月分)※3	
	10月15日(火)	年金支給日(8月・9月分)※3	平成32年分「扶養親族等申告書」をお送り します(10月～11月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※2	
	12月13日(金)	年金支給日(10月・11月分)※3	

※1 元号については、改元が予定されていますが、便宜上「平成」と表記しています。

※2 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

※3 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。



共済組合に関係していることをほのめかず電話およびマイナンバー制度に便乗した電話にご注意ください。

- ① 最近、年金受給権者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- ② マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第24号 平成30年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

年金だより

第24号

平成30年
12月発行



も く じ

- P2-4 ▶ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
- P5 ▶ 平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ
- P6-8 ▶ 年金相談コーナー
- P9-10 ▶ こんなときには届出を
- P11 ▶ 年金相談窓口一覧
- P12 ▶ ねんきんカレンダー